資料

# 令和７年 第２回 臨時会

# 議案　参考資料

承認第２号

専決処分の承認を求めることについて
（いなべ市税条例の一部を改正する条例）

## 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置の適用期限の延長等（案）

（附則第10条の２）

長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置について、申告の手続きについて見直しを行った上、２年の延長を行う。

### 1. 見直し内容

マンション管理組合の管理者等から市町村長に必要書類等の提出があり、減額措置の要件に該当すると認められるときは、当該マンションの区分所有者から減額措置に係る申告書の提出がなかった場合においても、当該減額措置を適用することができるようにする。

### 2. 特例率

工事が完了した年の翌年度分の固定資産税額について、１／３を参酌して１／６～１／２の範囲内において市町村の条例で定める割合に相当する額を減額する。

### 3. 適用期限

令和９年３月31日まで（２年間）




7

# 二輪車の車両区分の見直し（案）　（第82条）

**欧州規制と同等の排ガス規制の適用開始（令和7年11月～）**

50cc原付バイクでは規制クリアが困難であること等により、今後の生産・販売の継続が困難に

⇩

125cc以下クラスのバイクの最高出力を4.0kW（50cc相当）以下に制御したバイク
（＝「新基準原付」）により対応

【現行125cc以下クラスの代表モデル】

**原動機付自転車の税率区分**

| 総排気量 | 税率 | ナンバープレート |
|---|---|---|
| 50cc以下 | 2,000円/年 | 白 |
| 50cc超<br>90cc以下 | 2,000円/年 | 黄色 |
| 90cc超<br>125cc以下 | 2,400円/年 | 桃色 |

⇨

**改正案**

○ 新基準原付バイクについて、軽自動車税種別割の税率を2,000円/年（50cc原付バイクと同額）
とする（課税標識：地色を白）　※施行日：令和7年4月1日

承認第３号参考資料

承認第３号

専決処分の承認を求めることについて
（いなべ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

１　政令改正

地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（令和７年政令第 119 号）が令和７年３月 31 日に公布され、同年４月１日から国民健康保険税の基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が引き上げられた。また、国民健康保険税の減額判定所得が引き上げられ、減額対象世帯の拡大が図られた。

２　国民健康保険税基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額の引上げ

（1）　目的

国民健康保険税の課税限度額を引き上げずに保険税率を引き上げた場合、高所得者層の負担は変わらない中で中間所得者層の負担が重くなる。そこで課税限度額を引き上げることにより中間所得者層の負担軽減を図ることができる。国民健康保険税の課税限度額の引上げは、所得に応じた負担の平準化を図ることを目的とする。

【改正前】

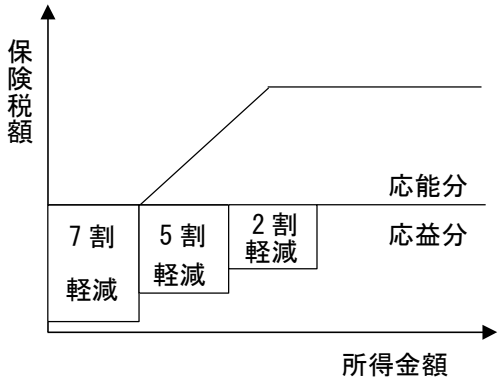


【改正後】

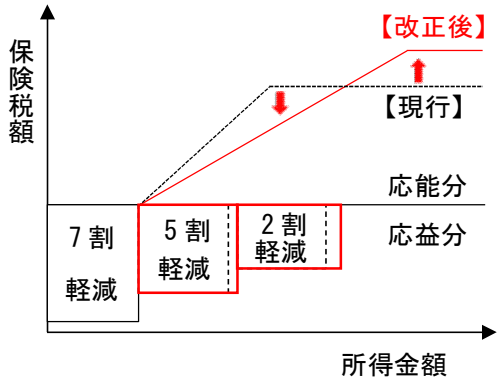


（2）　改正内容

国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を１万円引上げ、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を２万円引き上げる。

| 【現行の課税限度額】 | | | 【改正後の課税限度額】 | |
|---|---|---|---|---|
| 医療分 | ６５万円 | → | 医療分 | ６６万円 |
| 後期分 | ２４万円 | | 後期分 | ２６万円 |
| 介護分 | １７万円 | | 介護分 | １７万円 |
| 計 | １０６万円 | | 計 | １０９万円 |

## ３　国民健康保険税の減額対象世帯の拡大

### （1）　目的

国民健康保険税（均等割額・平等割額）の減額判定所得を引き上げることにより、減額となる世帯数を拡大させ、低所得者層の負担の軽減を図ることを目的とする。

### （2）　改正内容

①　７割減額の判定所得

【改正なし】　43 万円+10 万円×（給与所得者等の数-1）

②　５割減額の判定所得

【現　行】43 万円+10 万円×（給与所得者等の数-1）+29 万 5 千円×被保険者数

↓

【改正後】43 万円+10 万円×（給与所得者等の数-1）+30 万 5 千円×被保険者数

③　２割減額の判定所得

【現　行】43 万円+10 万円×（給与所得者等の数-1）+54 万 5 千円×被保険者数

↓

【改正後】43 万円+10 万円×（給与所得者等の数-1）+56 万円×被保険者数

議案第３１号参考資料

議案第３１号

財産の取得について
（公立学校タブレット端末購入）

相手方　　株式会社松阪電子計算センター

代表者　　代表取締役　瀬野　喜久（せの　よしひさ）

所在地　　三重県松阪市字地蔵裏３５３番地１

資本金　　３５，０００，０００円

従業者数　３０３人（令和６年４月末日現在）

実績

(1)　令和２年度　学習用端末導入（名張市教育委員会）　５，９２０台
(2)　令和２年度　学習用端末導入（多気町教育委員会）　１，３０１台
(3)　令和２年度　学習用端末導入（南伊勢町教育委員会）　４４１台
(4)　令和２年度　学習用端末導入（鳥羽市教育委員会）　１，１０３台
(5)　令和２年度　学習用端末導入（大紀町教育委員会）　４３２台

備考　三重県ＧＩＧＡスクール構想推進協議会が実施した令和７年度三重県公立小中学校等における学習者用端末に係る企画提案コンペ最優秀提案者

公立学校情報機器整備業務実施計画

・県補助金（令和６年度～10 年度の５年間）を活用し、計画的・効率的な端末整備を推進する。

県補助金を活用したいなべ市の機器購入計画

| 年　度 | 更新台数 | 内　県補助対象 |
|---|---|---|
| 令和 6 年度 | ８１０ | ５４１ |
| 令和 7 年度 | ８００ | ５３２ |
| 令和 8 年度 | ７７５ | ５１５ |
| 令和 9 年度 | ７５０ | ５００ |
| 令和 10 年度 | ７３０ | ４９３ |
| 合計 | ３,８６５ | ２,５８１ |

※更新台数が減少しているのは、児童生徒の人口減少推移を反映したため。

# GIGAスクール構想の推進
## ～1人1台端末の着実な更新～

令和5年度補正予算額（案）　2,661億円

文部科学省

### 現状・課題

- 全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、令和２～３年度に「1人1台端末」と高速通信ネットワークを集中的に整備し、ＧＩＧＡスクール構想を推進。学校現場では活用が進み、効果が実感されつつある。
- 一方、1人1台端末の利活用が進むにつれて、故障端末の増加や、バッテリーの耐用年数が迫るなどしており、GIGAスクール構想第２期を念頭に、今後、**５年程度をかけて端末を計画的に更新**するとともに、**端末の故障時等においても子供たちの学びを止めない観点から、予備機の整備**も進める。

### 事業内容・スキーム

#### 公立学校の端末整備　予算額（案）2,643億円

- 都道府県に**基金（5年間）を造成**し、当面、**令和7年度までの更新分（約７割）に必要な経費**を計上。
- 都道府県を中心とした共同調達等など、**計画的・効率的な端末整備を推進**。

**＜1人1台端末・補助単価等＞**

- 補助基準額：5.5万円/台
- 予 備 機 ： 15%以内
- 補 助 率 ： 3分の2

※児童生徒全員分の端末（予備機含む）が補助対象。

**＜入出力支援装置＞**

視覚や聴覚、身体等に障害のある児童生徒の障害に対応した入出力支援装置（予備機含む）の整備を支援。

- 補助率： 10分の10

（基金のイメージ）

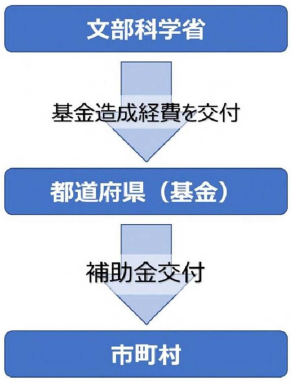


※都道府県事務費も措置

#### 国私立、日本人学校等の端末整備　予算額（案）18億円

- 前回整備時と同様に**補助事業により支援することとし、早期更新分に必要な経費**を計上。
- 公立学校と同様に、**補助単価の充実や予備機の整備**も進める。

**＜1人1台端末・補助単価等＞**

- 補助基準額：5.5万円/台
- 予 備 機 ： 15%以内
- 補 助 率 ： 国立　10分の10
  私立　3分の2
  日本人学校等　3分の2

※入出力支援装置についても補助対象。

※今後も各学校の計画に沿った支援を実施予定。

（担当：初等中等教育局修学支援・教材課）